

## 申請からお支払いまでの流れ

次の2パターンのいずれかで申請してください。申請は郵送のみの受付となります。

A【償還払い】見積取得 → 申請 → 補助決定 → 自身で購入（全額自己負担）→ 請求 → 補助金お支払い

B【代理受領】見積取得・販売店に代理受領を依頼 → 申請 → 補助決定 → 自身で購入（一部自己負担）

※申請にあたり災害時個別計画（パーソナルプラン等）の作成が必要となります。以下の流れは作成済であることを前提としています。

### A【償還払い】による申請

### B【代理受領】による申請

#### 1 購入する物品の選定（共通）

かかりつけ医などと相談し、災害時の利用を想定して、使用する医療機器の使用電力や使用法も踏まえて選定

#### 2 販売店で見積書の作成

1の物品の見積書の作成を販売店に依頼する

#### 2 販売店で見積書の作成

1の物品の見積書の作成を販売店に依頼する  
販売店に代理受領による申請の承諾を得る

※代理受領が可能かどうかはご自身で販売店にご相談ください

#### 3 郵送申請（共通）

申請に必要な以下の書類を添えて下記申請先へ郵送（見積書取得後、2週間以内を目安に申請してください）

・申請書（様式第1号）および見積書（様式第2号）

・購入予定の物品の仕様が確認できる書類（カタログ、チラシ等）

・災害時個別計画（パーソナルプラン等）の写し

・人工呼吸器、酸素濃縮器、電気式たん吸引器を使用していることを証明する以下いずれかの書類

①特定医療費（指定難病）受給者証の写し（人工呼吸器等装着者欄が「〇」のもの）

②小児慢性特定疾病医療受給者証の写し（人工呼吸器等装着欄が「該当」のもの）

③在宅酸素療法者酸素濃縮器等利用助成決定通知書の写し

④障害児者日常生活用具費支給事業又は小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の決定通知書等の写し

⑤①～④をお持ちでない場合、医師の記入する証明・意見書（様式第3号）又は医師の診断書等

・対象者本人とその配偶者（対象者が18歳未満の場合は対象者本人と同一世帯の世帯員）の最新の課税状況を

確認できる書類（市民税・県民税課税（非課税）証明書等）※転入等の理由で仙台市で課税状況を確認できない方のみ

#### 4 補助の決定・支給券の送付（共通）

補助が決定した場合、市が決定通知書（様式第4号）、支給券（様式第5号）を送付

#### 5 物品の購入

2の販売店で購入（全額支払う）

#### 物品の購入

2の販売店で購入（補助額を差し引いた額を支払う）

支給券、委任状（様式第10号）を販売店に渡す

※以下6は販売店が行うためここで終了

#### 6 補助金の請求・支払い

請求書（様式第9号）、支給券、領収書、  
振込口座の分かるもの（通帳、キャッシュカードの  
写し等）を提出  
審査後、補助金をお支払い

#### 補助金の請求・支払い

販売店が請求書（様式第9号）及び必要書類を提出  
審査後、補助金を販売店にお支払い